

## 木材粉じんによるがんに係る検討のポイント

## 1 これまでの第 35 条専門検討会（以下「検討会」という。）及び化学物質分科会（以下「分科会」という。）における検討結果

## （1）平成 14 年度検討会

諸外国における調査等では有意なリスク上昇等が見られるが、日本における木材の塵埃によるがん発生リスクが上昇したとの疫学報告は見当たらず、因果関係が明確になっていないことから、労働基準法施行規則別表第 1 の 2（以下「別表」という。）への追加が見送られ、今後、国内における木材の種類別にみたばく露の程度、人数等の調査、より詳細な疫学調査等の実施が望まれるとされた。

## （2）平成 20・21 年度検討会

平成 14 年以降の国内における発症例の報告等を検索したところであるが、新たな発症例の報告が見当たらないことから、別表への追加が見送られ、行政においては、まず症例の収集に努めるべきとされた。

## （3）平成 23・24 年度分科会

新たな国内発症例の報告は確認できず、別表に追加する必要はないと考えられるが、IARC の報告（2012）において木材粉じんによる鼻咽頭がんについて新たな知見が集積されており、今後も引き続き情報収集が必要であるとされた。

## 2 検討に当たっての主なポイント

- 日本における症例報告は少ないが、諸外国における症例報告や疫学研究報告から国内で発症する可能性があると言えるか
- 別表への追加に当たり、具体的に作業や疾病名を限定することはできないか